

商業施設(生活必需品)における留意事項

基本的な考え方

商業施設には不特定多数の人々が訪れることから、店頭において十分な感染拡大防止策を講じることが、従業員及び顧客の感染を防止し、事業の持続可能性を確保する上で極めて重要です。また、感染拡大防止策をより効果的なものとするためには、消費者の理解・協力も必要不可欠であることから、必要な情報発信も重要です。

具体的な取り組み

■店舗における感染予防策

- 身体的距離の確保
 - ・ レジ前や入店前などで顧客が列に並ぶ際には、床に間隔を空けた目印をつける。
 - ・ サッカー台(会計後に袋詰めをする台)での密集を防止するため、必要に応じて台を追加する。
- 清掃・消毒
 - ・ 買い物カゴやカートのハンドル部分、休憩スペースのテーブル・イス、タッチ式案内パネルなど手を触れることが多い部分を定期的に消毒する。
- 接触・飛沫感染の防止
 - ・ レジ前に透明間仕切りを設置する。
 - ・ コイントレーでの現金受渡を励行する。
 - ・ 自動精算機やキャッシュレス決済の利用を促進する。
- 換気の徹底
 - ・ 換気設備を適切に運転・管理するほか、窓やドアを定期的に開放する(2方向を推奨)。
- 商品陳列
 - ・ 惣菜やベーカリーなど顧客が自ら取り分ける販売方法については、パック・袋詰め販売へと変更する。
 - ・ 食料品の試食販売を中止する。
- 店舗内混雑の緩和
 - ・ 混雑につながる販売促進策を自粛する。
 - ・ 事前の買い物リスト作成等による滞留時間短縮を呼びかける。
 - ・ 混雑時間帯に関する情報提供により、オフピークタイムでの来店を呼びかける。
 - ・ ネットスーパーや移動販売の利用促進を図る。
 - ・ 1グループ1人又は少人数での入店を呼びかける。
 - ・ 混雑時には入店制限を実施する。
- 店舗入店時の顧客に対する依頼
 - ・ 顧客が発熱その他の症状を呈している場合には、入店の自粛を依頼する。
 - ・ 顧客の入店時のマスクの着用や必要に応じ手指の消毒などの実施を依頼する。

～参考～

【ガイドライン】

「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症 感染拡大予防ガイドライン」
(オール日本スーパーマーケット協会ほか)

<http://www.super.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/corona-retail-guideline20200514.pdf>

